

熊本県控除対象
特定非営利活動法人制度
(指定申出の手引)



©2010 熊本県くまモン

令和元年 1 2 月
熊 本 県

＜目 次＞

第1章 控除対象特定非営利活動法人制度の概要

控除対象特定非営利活動法人制度とは	6
控除対象特定非営利活動法人制度のメリット	6
控除対象特定非営利活動法人になった後に行うこと	7
指定手続の流れ	8

第2章 控除対象特定非営利活動法人としての指定を受けるための申出を行う前に

事前チェックシート	10
－実績判定期間について－	11
指定基準等① ー寄附金要件についてー	12
指定基準等② ー特定非営利活動の実績についてー	
【ボランティア要件】	13
【協働実績要件】	14
【支援申出要件】	15
指定基準等③ ー情報公開についてー	16
指定基準等④ ー活動の対象についてー	17
(参考)「社員等」について	18
指定基準等⑤ ー運営組織及び経理についてー	19
指定基準等⑥ ー事業活動についてー	20
指定基準等⑦ ー所轄庁への書類提出についてー	21
指定基準等⑧ ー不正行為等についてー	22
指定基準等⑨ ー設立後の経過期間についてー	23
指定基準等⑩ ー欠格事由についてー	24

第3章 申出書等の作成、様式例

控除対象特定非営利活動法人としての指定を受けるためには	26
申出書類一覧表（新規申出）	27
申出書類一覧表（更新申出）	28

申出書（様式）	29
申出書（記載例）	30
寄附者名簿（様式例）	32
寄附者名簿作成要領、判定基準寄附者について	33
指定基準等チェック表（寄附金要件に係る説明資料）（様式例）	34
指定基準等チェック表（ボランティア要件に係る説明資料）（様式例）	36
ボランティア参加者名簿（様式例）	38
指定基準等チェック表（協働実績要件に係る説明資料）（様式例）	40
国、地方公共団体等と協働して行った特定非営利活動実績一覧 （様式例）	42
指定基準等チェック表（支援申出要件に係る説明資料）（様式例）	44
支援申出者名簿（様式例）	45
指定基準等チェック表（情報公開要件に係る説明資料）（様式例）	46
指定基準等チェック表（共益的活動等の占める割合を説明する資料） （様式例）	48
指定基準等チェック表（運営組織及び経理に係る説明資料）（様式例）	50
役員 の 状 況（付表1、様式例）	52
帳簿組織の状況（付表2、様式例）	53
指定基準等チェック表（事業活動要件に係る説明資料）（様式例）	54
社員等に対する報酬等の状況（付表1）（様式例）	57
社員等に対する資産の譲渡等の状況等（付表2）（様式例）	58
指定基準等チェック表（所轄庁への書類提出要件に係る説明資料、不正 行為等に係る説明資料、設立後の経過期間に係る説明資料）（様式例）	60
欠格事由チェック表（様式例）	62
寄附金充当予定事業一覧（様式例）	64
前事業年度の役員名簿（様式例）	65
社員のうち10人以上の者の名簿（様式例）	66
役員名簿（様式例）	67
役員名簿（記載例）	68

第4章 参考

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する 条例（平成26年熊本県条例第48号）	70
熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する 条例施行規則（平成26年熊本県規則第35号）	81
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（抜粋）	90
地方税法（昭和25年法律第226号）（抜粋）	92
最低賃金法（昭和34年法律第137号）（抜粋）	93
法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）（抜粋）	93
刑法（明治40年法律第45号）（抜粋）	95
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77号）（抜粋）	96

第1章

控除対象特定非営利活動 法人制度の概要

◆ 控除対象特定非営利活動法人制度とは

特定非営利活動法人（NPO法人）への寄附を促し、NPO法人の活動を支援する制度です。

地方税法の規定に基づき、個人県民税に係る税額の控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を条例で個別に定めることにより、当該NPO法人に寄附を行った個人は、納めるべき個人県民税について税制上の優遇措置を受けられることとなります。

◆ 控除対象特定非営利活動法人制度のメリット

■ 個人の寄附者

熊本県の控除対象特定非営利活動法人に寄附をすると、個人県民税から寄附金額の約4%（寄附者が熊本市在住の場合は2%）の税額控除が受けられます。

税額控除額：（寄附金額 － 2,000円）×4%（2%）

例）熊本市以外に在住の個人が、100,000円を控除対象特定非営利活動法人に寄附した場合

$(100,000円 - 2,000円) \times 4\% = 3,920円$

※納めるべき個人県民税から3,920円控除することができる。

■ 控除対象特定非営利活動法人

★認定NPO法人になるためのPST要件を満たすこととなります。

控除対象特定非営利活動法人に指定されると、認定NPO法人になるための基準の一つであるPST要件（パブリック・サポート・テスト）を満たすこととなります。

★財政基盤の強化につながります。

個人の方からの寄附金が増えやすくなることが見込まれるため、財政基盤の強化につながります。

★社会からの信用が高まります。

指定を受けるためには、適切な業務運営や財務状況、積極的な情報公開が必要となります。透明性・公益性のある業務を行う必要がありますので、社会からの認知度や信用度が高まることとなります。

◆ 控除対象特定非営利活動法人になった後に行うこと

(1) 役員報酬規程等の提出

毎事業年度初めの3ヵ月以内に、役員報酬や職員給与の支給に関する規程や前事業年度の収益の明細に関する書類等を県に提出しなければなりません。

(2) 役員報酬規程等の備置き、情報の公開等

控除対象特定非営利活動法人は、(1)で県に提出した書類や指定の申出書に添付した書類等を法人の事務所に備え置くとともに、閲覧や謄写の請求があったときは、事務所において閲覧又は謄写させなければなりません。

(3) 寄附金受領証明書の交付および寄附者名簿の作成

寄附した個人が個人県民税の税額の控除を受けるためには、当該個人の居住市町村の税務担当窓口へ申告する必要があります。

申告には、「寄附金受領証明書(領収書)」の添付が必要となりますので、当該個人に対し、「寄附金受領証明書(領収書)」を交付することになります。

「寄附金受領証明書(領収書)」には、寄附した個人の氏名及び住所や受領寄附金額、受領年月日、受領者である法人の名称及び主たる事務所の所在地等の記載が必要です。

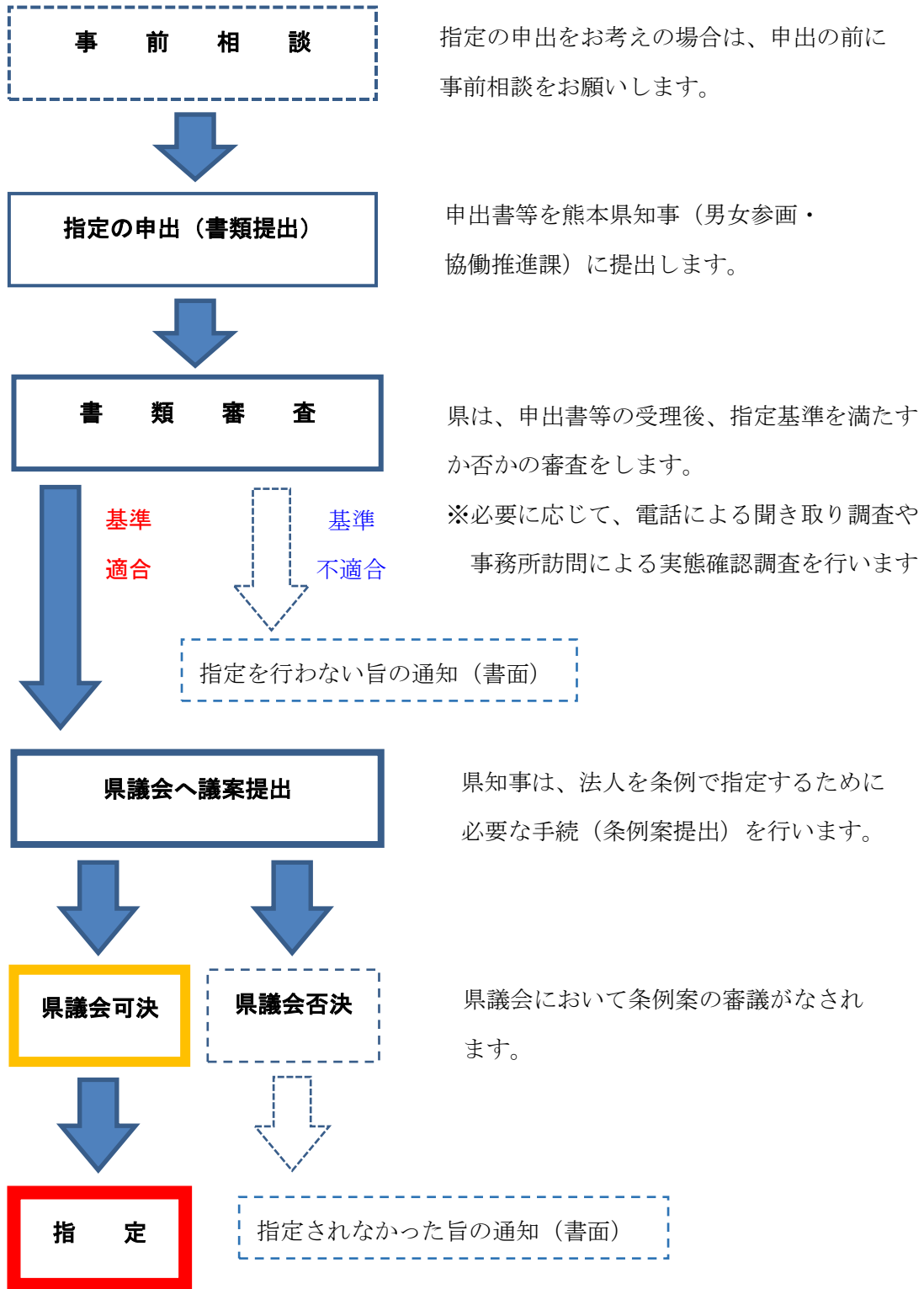
また、寄附者(個人及び法人)の氏名及び住所、受領寄附金額、受領年月日等を記載した「寄附者名簿」を事業年度ごとに作成し、保存しておく必要があります。

(4) 認定NPO法人の申請について

控除対象特定非営利活動法人に指定されると、認定NPO法人になるためのPST要件を満たすこととなります。

認定NPO法人の申請を行う場合は、申請日の前日において、控除対象特定非営利活動法人として条例で定められており、かつ、当該条例による指定の効力が生じていなければなりません。

指 定 手 続 の 流 れ



※県知事は、指定があったときは、書面にて通知します。